

## 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）（抄）

（令和3年7月5日時点版）

### 4 労働者を休ませる場合の措置（休業手当、特別休暇など）

＜ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い＞

問 20) 自社に勤める労働者が新型コロナワクチンの接種を安心して受けられるよう、新型コロナワクチンの接種や接種後に発熱などの症状が出た場合のために、特別の休暇制度を設けたり、既存の病気休暇や失効年休積立制度を活用したりできるようにするほか、勤務時間中の中抜けを認め、その時間分終業時刻を後ろ倒しにすることや、ワクチン接種に要した時間も出勤したものとして取り扱うといった対応を考えています。どういった点に留意が必要でしょうか。

答 20) 職場における感染防止対策の観点からも、労働者の方が安心して新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、ワクチンの接種や、接種後に労働者が体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等を設けていただくなどの対応は望ましいものです。

また、①ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養などの場面に活用できる休暇制度を新設することや、既存の病気休暇や失効年休積立制度（失効した年次有給休暇を積み立てて、病気で療養する場合等に使えるようにする制度）等をこれらの場面にも活用できるよう見直すこと、②特段のペナルティなく労働者の中抜け（ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認め、その分終業時刻の繰り下げを行うことなど）や出勤みなし（ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認めた上で、その時間は通常どおり労働したものとして取り扱うこと）を認めることなどは、労働者が任意に利用できるものである限り、ワクチン接種を受けやすい環境の整備に適うものであり、一般的には、労働者にとって不利益なものではなく、合理的であると考えられることから、就業規則の変更を伴う場合であっても、変更後の就業規則を周知することで効力が発生するものと考えられます（※）。

こうした対応に当たっては、新型コロナワクチンの接種を希望する労働者にとって活用しやすいものになるよう、労働者の希望や意向も踏まえて御検討いただくことが重要です。

※ 常時10人以上の労働者を使用する事業場の場合、就業規則の変更手続も必要です。

## 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）（抄）

（令和3年7月5日時点版）

### 10 その他（職場での嫌がらせ、採用内定取消し、解雇・雇止めなど）

問 10) 新型コロナウイルスワクチン接種が、地域・職域で進んでいます。一方でワクチン接種を受けていない人に対する偏見・差別事例があるとも聞きます。私たちは、こういった点に注意して行動すべきなのでしょうか。

答 10) 「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）1. 緊急事態宣言と政府の方針問 15「新型コロナウイルスワクチン接種が、地域・職域で進んでいます。一方でワクチン接種を受けていない人に対する偏見・差別事例があるとも聞きます。私たちは、こういった点に注意して行動すべきなのでしょうか？」をご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_0001.html#Q1-15](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_0001.html#Q1-15)

新型コロナワクチンについて、その他詳しい情報はこちらをご覧ください。

（新型コロナワクチン Q&A）

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>

# 新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)(抄)

(令和3年7月12日時点版)

## 1. 緊急事態宣言と政府の方針

問 15 新型コロナウイルスワクチン接種が、地域・職域で進んでいます。一方でワクチン接種を受けていない人に対する偏見・差別事例があるとも聞きます。私たちは、どういった点に注意して行動すべきなのでしょうでしょうか？

(答)

### 1. 接種を受ける際の同意の必要性と接種の判断に資する正確な情報提供

新型コロナワクチンの接種は、国民の皆さまに受けていただくようお願いしていますが、接種を受けることは強制ではありません。国民の皆さまが接種を受けるかどうかの冷静な判断を行いうるよう、国として正確な情報提供を行った上で、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われます。

予防接種を受ける方には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意志で接種を受けていただいています。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

○ 今回のワクチン接種の「努力義務」とは何ですか。

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0067.html>

○ 新型コロナワクチンの接種を望まない場合、受けなくてもよいですか。

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0053.html>

上記のとおり、国民の皆さまが自らの意思で接種を受けるかどうかの冷静な判断を行いうるよう、国として正確な情報提供に努めるとともに、誤情報や非科学的な情報に対しても、これらを取りあげて注意喚起を行っています。

(参考)

○ SNS やニュースでコロナワクチンが危険と取り上げられていて不安です。どの情報を信じたらいいのでしょうか。

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0075.html>

## 2. ワクチン接種を受けていない人に対する差別的扱いの防止

新型コロナワクチンの接種は強制ではなく、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われます。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていないことを理由に、職場において解雇、退職勧奨、いじめなどの差別的な扱いをすることは許されるものではありません。

特に、事業主・管理者の方におかれては、接種には本人の同意が必要であることや、医学的な事由により接種を受けられない人もいることを念頭に置いて、接種に際し細やかな配慮を行うようお願いいたします。

(相談窓口)

政府では、人権相談窓口や総合労働相談コーナーにおいて、ワクチン接種を受けていない人に対する差別的な扱いや、感染者に対する偏見・差別など、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害にあった方からの相談を受け付けています。

困った時は一人で悩まず、相談してください。

法務省相談窓口 ([http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02\\_00022.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html))

・ 職場におけるいじめ・嫌がらせになどに関する相談窓口

厚生労働省総合労働相談コーナー

(<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>)

新型コロナワクチンについて、その他詳しい情報はこちらをご覧ください。

(新型コロナワクチン Q&A) <https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>